

契約書（案）

- 1 契約名 パラセーリング用曳航船（ビークル）及び関連装備品リース契約
- 2 納入場所 佐賀県ヨットハーバー（佐賀県唐津市二タ子3丁目1-8）
- 3 契約期間 契約締結の日から令和11年3月31日まで
（リース期間 令和8年2月1日から令和11年3月31日まで）
- 4 契約金額 金 _____ 円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 _____ 円）

契約金額内訳（税込）	月額単価	期間別支払金額
運搬・設置料金		金 _____ 円
令和8年2月分～令和8年3月分	金 _____ 円	金 _____ 円
令和8年4月分～令和9年3月分	金 _____ 円	金 _____ 円
令和9年4月分～令和10年3月分	金 _____ 円	金 _____ 円
令和10年4月分～令和11年3月分	金 _____ 円	金 _____ 円
合計		金 _____ 円

契約期間終了時の残価額 金 _____ 円

上記のリースについて、賃借人 佐賀県 を甲とし、賃貸人を乙として、次の条項によりリース契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

（総則）

第1条 乙は、別添「パラセーリング用曳航船（ビークル）及び関連装備品リース契約仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の契約金額（以下「リース料」という。）をもって、パラセーリング用曳航船（ビークル）及び関連装備品を甲に賃貸しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない事項は、甲乙協議して定める。ただし、軽微なものについては甲の指示に従うものとする。

(契約保証金)

第2条 乙は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の10に相当する契約保証金を納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息をつけない。

3 甲は、乙がリース契約を履行したときに第1項に定める契約保証金を還付するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、乙が保険会社との間に甲を被保険者とし第1項の金額以上の額を保証額とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を甲に提出したときは契約保証金を免除する。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(契約の変更等)

第4条 甲は、必要がある場合には、契約内容を変更することができる。この場合において、リース料を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(事故等の報告)

第5条 甲の物品使用に関して何らかの支障が生じるおそれがある事故等の発生を乙が知り得たときは、その発生の原因の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告して速やかに応急措置を講じるとともに、遅滞なく書面により詳細な報告及び今後の方針案を提出するものとする。

(納入期限等)

第6条 物品の納期等は、仕様書に定めるとおりとする。

2 リース期間は、物品全ての納入・設置等が終了し利用開始ができる令和8年2月1日より開始するものとする。

(設置等の確認)

第7条 乙は、物品を履行場所に搬入及び設置し、物品の動作等について書類等にて甲の確認を受けなければならない。なお、書類等の作成方法等については、甲の指示に従うこと。

2 前項の確認時に何らかの不備等が発見された場合は、乙は、その負担において、甲の指示するところにより補正しなければならない。

(設置・撤去費用等の負担)

第8条 この契約に基づく物品の搬入、撤去などその他この契約を履行するために要する全ての費用は、乙の負担とする。

2 前項の規定に関して、万一乙が撤去を遅滞した場合は、甲が乙に代わり撤去し、その

費用を乙に請求するものとする。

- 3 リース期間満了後、物品の撤去・回収を行う場合の費用については、乙の負担とする。

(リース料等の支払)

第9条 甲は、第7条第1項の確認により問題がなければ、頭書の内訳に記載の運搬・設置料金の費用として乙に支払うものとする。

- 2 乙は、前項の設定等費用の支払請求書を甲に対して提出するものとする。

- 3 甲は、頭書の内訳に記載の令和8年2月分以降をリース料として月単位で乙に支払うものとする。

- 4 乙は、前項のリース料の支払請求書を実績月の翌月以降に甲に対して提出するものとする。

- 5 甲は、第2項及び第4項の規定による適正な支払請求書を受領した日から30日以内に乙に対してリース料等を支払うものとする。

(契約不履行の場合の措置)

第10条 乙の責に帰すべき理由により契約期間の始期に物品を借受けることができない場合は、甲は乙に対し遅延損害金を請求することができる。

- 2 前項の損害金は、リース料に対して遅延日数に応じ年2.5%の割合を乗じて計算した金額とする。

- 3 甲の責に帰すべき理由により前条の規定によるリース料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して年2.5%の割合で遅延利息の支払を請求することができる。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 重大な過失又は背信行為があったとき。

- (2) 支払いの停止があったとき、又は乙が仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申し立てを受けたとき。

- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

- (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき。

- (5) 乙の責に帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

- (6) 仕様書に明記された能力を有しないなど、契約の目的を達することができないと認められるとき。

- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定

する暴力団員をいう。以下同じ。)

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害について、甲はその賠償の責を負わないものとする。
 - 3 甲は翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、当該契約を解除できるものとする。

(違約金)

- 第12条 乙は前条第1項の規定により甲が契約を解除したとき、契約金額の100分の10の金額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。
- 2 前項の規定による違約金の徴取は、甲の損害賠償の請求を妨げない。
 - 3 第1項の規定により甲から請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期間内に支払わなかったときは、乙は期限の翌日から支払った日までの日数に応じてその支払うべき金額に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を甲に支払わなければならない。
 - 4 前条第3項の規定により、本契約の最終終期前に本契約を解除する場合は、最終終期までの残存期間に相当するリース料を違約金として乙に支払うものとする。

(情報提供等)

- 第13条 甲は、乙が本契約履行のために必要な県の情報及び資料の提供に協力する。
- 2 乙は、前項の規定により提供された情報及び資料を本契約の目的以外には使用してはならない。
 - 3 乙は、第1項の規定により提供された資料を善良な管理のもとに保管し、契約終了までに甲に返還しなければならない。ただし、甲の承諾又は指示があったものについてはこの限りではない。

(契約不履行の場合の措置)

- 第14条 乙の責に帰すべき理由により契約期間の始期に物品を借受けることができない場合は、甲は乙に対し遅延損害金を請求することができる。
- 2 前項の損害金は、リース料に対して遅延日数に応じ年2.5%の割合を乗じて計算した金額とする。
 - 3 甲の責に帰すべき理由により前条の規定によるリース料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して年2.5%の割合で遅延利息の支払を請求することができる。

(損害賠償)

第 15 条 乙の責に帰すべき理由により生じた契約不適合によって甲及び第三者に損害が生じた場合には、乙は損害賠償責任を負うものとする。

2 前項の損害賠償の累計金額は、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利益、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、契約金額を限度とする。

3 前項の規定は、乙の故意又は重大な過失により物品に損傷を及ぼした場合は適用しないものとする。

4 乙は、前項の規定による賠償金の請求を受けた場合において、甲の定める期限までに支払わないときは、期限の翌日から賠償金支払日までの日数に応じて、賠償金に年2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

5 第11条第3項の規定により、本契約の最終終了日前に本契約を解除した場合において、損額があるときは、乙はその損害について甲に対し請求することが出来る。なお、その金額については甲乙協議にて定める。

(秘密の保持等)

第 16 条 乙及びその関係者は、この契約に関連して知り得た全ての情報を第三者に漏らすてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 17 条 本契約に関し紛争が生じた場合は日本の法律を準拠法とし、これに従って解釈されるものとする。

2 本契約に関する調停、訴訟等は、佐賀地方裁判所又は佐賀簡易裁判所を専属管轄裁判所とする。

(物品の買取)

第 18 条 甲は、本リース契約の途中または満了後に、あらかじめ合意された残存期間のリース金額及び残価を支払うことにより、本契約の対象物品を買い取ることができるものとする。

2 買取を希望する場合、甲は、買取希望日の30日前までに乙に対し書面にて通知するものとする。

3 残価の支払い方法およびその他の条件については、甲乙双方の協議により別途定めるものとする。

4 甲が本条に基づき物品を買い取った場合、乙は当該物品に関する所有権を甲に移転するものとする。

(補則)

第 19 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又は本契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

令和 年 月 日

甲（賃借人） 住 所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

氏 名 佐賀県政策部政策企画監

乙（賃貸人） 住 所

氏 名